

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を 改正する規則 ……………	福利・給与室	2頁

お 知 ら せ

平成21年11月30日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年十一月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第六十五号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の二百十二・五」を「百分の百九十二・五」に改め、同項第二号中「百分の二百三十二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年十一月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第六十七号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に改め、同條第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

第二十四條第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第二十四条第二項第二号中「六月に支給する場合には百分の三十五、十二月に支給する場合には百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十二号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号）の一部を次
のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社